

喜連川社会復帰促進センター等運営事業運営業務要求水準書 訂正表

ページ	区分	訂正前	訂正後	備考
4	第2編 第3 5	表中の「業務の内容」 総合監視卓	総合監視卓監視	
5	第2編 第3 5	「1 施設警備」は、「警備員等の検定に関する規則」(昭和61年国家公安委員会規則第5号)に規定する検定資格をいう	「1 施設警備」は、「警備員等の検定等に関する規則」(平成17年国家公安委員会規則第20号)第1条第2号に規定する「施設警備業務」をいう	
14	第3編 第3 2	表中の14 入退室管理設備	入退所管理設備	
55	第3編 第2 1 イ	・受刑者に満足される食事を提供する。 ・(略) ・(略) ・治療食は、医師が作成した食事せんに基づき提供する。なお、宗教上の理由により、(略)・常時、個々の受刑者に応じた食事を提供する。	・受刑者に満足される食事となるような献立を作成する。 ・(略) ・(略) ・(略) ・治療食は、医師が作成した食事せんに基づき献立を作成する。なお、宗教上の理由により、(略)・常時、個々の受刑者に応じた献立を作成する。	
55	第3編 第2 2 ア	受刑者に国が提供する衣類・寝具等の管理を行う	国が保有する衣類・寝具等の管理事務の支援を行う	
55	第3編 第2 2 イ	受刑者に清潔な衣類・寝具等を提供できるよう管理を行う	国の指示に基づき、衣類・寝具等の検査を適切に行うほか、所定の文書等の作成を行う	
59	第3編 第3 2 (2) イ	外形の検査と内容の検査は、同一の者が行わない。	削除	
62	第3編 第5 (1) ア	主として、余暇時間を利用して、映画、テレビ、ラジオ等を通じ、社会生活に必要な教養を身につけさせるとともに、円滑な社会復帰のために社会の情報を適切に受刑者に伝える。	国が、映画、テレビ、ラジオ等を通じて受刑者に対して実施する視聴覚教育について、所要の支援を行う	
62	第3編 第5 (1) イ	・全受刑者に対し、原則として1日1時間(週5時間)以上実施する。 ・テレビ・ラジオについては、必要な場合、事前に録画、録音した上で放送できるようにする。 ・放送に当たっては、その内容等について、あらかじめセンター長の承認を受ける。	・テレビ・ラジオについては、必要な場合、指定された番組を事前に録画、録音した上で放送できるようにする。 ・視聴覚教育に関する各種の文書等を作成する。	